

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書                      |
| 【提出先】      | 中国財務局長                           |
| 【提出日】      | 平成28年11月2日                       |
| 【会社名】      | 株式会社ポプラ                          |
| 【英訳名】      | POPLAR Co., Ltd.                 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 目黒 真司                    |
| 【本店の所在の場所】 | 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1            |
| 【電話番号】     | (082)837-3500(代表)                |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役副社長 中間 昭登                     |
| 【最寄りの連絡場所】 | 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1            |
| 【電話番号】     | (082)837-3510                    |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役副社長 中間 昭登                     |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年9月9日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

2. 当該吸収分割の目的
3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容、その他吸収分割契約の内容  
(2)吸収分割に係る割当の内容

## 3【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

### 2. 当該吸収分割の目的

当社は2016年8月4日付でローソンと山陰地区におけるローソンチェーンのコンビニエンスストアを共同して運営すること等に関する山陰地区事業に係る共同運営契約（以下、「本共同運営契約」といいます。）を締結しました。

山陰地域では少子高齢化が加速しており、鳥取県や島根県では2020年までに人口減少が5%程度進むと予想されています。購買力の流出にともない、地元小売業においては個社個別の物流・配送網の非効率性が増大し、店舗撤退が顕著になってきています。このため、山陰地域の地域生活インフラとしてコンビニエンスストアに対する社会的要請が高まっています。

このような背景のもと、当社とローソンは、両社の共同出資によるローソン山陰を設立し、2016年11月より、現在、山陰エリアでポプラ店舗を運営している加盟店及び直営店のうち、「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を実施する54店舗と、ローソン鳥取支店・島根支店が運営するローソン235店舗の合計289店舗を併せて運営するエリアフランチャイズ事業を開始いたします。両社が持つ店舗インフラ・配送インフラの段階的な共通化を促進し、さらにスケールの効いた効率性の高い店舗運営体制を整えます。

「ローソン・ポプラ」ダブルブランド店舗では、ローソンFC パッケージを活用し、ポプラの強みである”ポプ弁”も販売を継続いたします。既に2015年11月に先行実験店2店舗をオープンし9カ月間にわたる運営の結果、女性・シニアの集客に強いローソンと男性の集客に強い当社の集客力により高いシナジー効果を創出しております。

この度、本共同運営契約において合意された方針に基づき、ポプラはローソン・ポプラへのブランド移行を実施する54店舗（別途、当社の100%子会社である株式会社ポプラ・プロジェクトからローソン山陰に会社分割により承継させる先行実験店2店舗を含む。）のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利の一部を会社分割によりローソン山陰に承継させ、その対価としてローソン山陰の普通株式を30.00%取得し、両社が共同で運営を実施すること等を決定いたしました。

### 3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容、その他吸収分割契約の内容

#### (2)吸収分割に係る割当の内容

承継会社であるローソン山陰は、分割会社である当社に対してローソン山陰の普通株式4,183株（本会社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合29.28%）を交付する予定です。

(訂正後)

### 2. 当該吸収分割の目的

当社は2016年8月4日付でローソンと山陰地区におけるローソンチェーンのコンビニエンスストアを共同して運営すること等に関する山陰地区事業に係る共同運営契約（以下、「本共同運営契約」といいます。）を締結しました。

山陰地域では少子高齢化が加速しており、鳥取県や島根県では2020年までに人口減少が5%程度進むと予想されています。購買力の流出にともない、地元小売業においては個社個別の物流・配送網の非効率性が増大し、店舗撤退が顕著になってきています。このため、山陰地域の地域生活インフラとしてコンビニエンスストアに対する社会的要請が高まっています。

このような背景のもと、当社とローソンは、両社の共同出資によるローソン山陰を設立し、2016年11月より、現在、山陰エリアでポプラ店舗を運営している加盟店及び直営店のうち、「ローソン・ポプラ」へのブランド移行を実施する53店舗と、ローソン鳥取支店・島根支店が運営するローソン233店舗の合計286店舗を併せて運営するエリアフランチャイズ事業を開始いたします。両社が持つ店舗インフラ・配送インフラの段階的な共通化を促進し、さらにスケールの効いた効率性の高い店舗運営体制を整えます。

「ローソン・ポプラ」ダブルブランド店舗では、ローソンFC パッケージを活用し、ポプラの強みである”ポプ弁”も販売を継続いたします。既に2015年11月に先行実験店2店舗をオープンし9カ月間にわたる運営の結果、女性・シニアの集客に強いローソンと男性の集客に強い当社の集客力により高いシナジー効果を創出しております。

この度、本共同運営契約において合意された方針に基づき、ポプラはローソン・ポプラへのブランド移行を実施する53店舗（別途、当社の100%子会社である株式会社ポプラ・プロジェクトからローソン山陰に会社分割により承継させる先行実験店2店舗を含む。）のコンビニエンスストア事業に帰属する資産及び権利の一部を会社分割によりローソン山陰に承継させ、その対価としてローソン山陰の普通株式を29.79%取得し、両社が共同で運営を実施すること等といたしました。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当の内容、その他吸収分割契約の内容

(2) 吸収分割に係る割当の内容

承継会社であるローソン山陰は、分割会社である当社に対してローソン山陰の普通株式4,140株（本会社分割後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合29.06%）を交付する予定です。

以上